

# 第 1 1 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、 三神 和子、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	一部公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由	第 4 6、4 7、4 8 号議案、報告事項第 1、3 号については人 事案件、個人情報に係わる案件のため、非公開とする。	
会議次第	1. 第 4 5 号議案 豊島区教育委員会会議規則の全部改正について （継続） 2. 第 4 6 号議案 臨時職員の任免 3. 第 4 7 号議案 非常勤職員の任免 4. 第 4 8 号議案 臨時職員の任免 5. 報告事項 臨時職員の任免 6. 報告事項 平成 2 2 年度教育委員会後援名義使用の承認状況 （第 2 四半期） 7. 報告事項 臨時職員の任免 8. 報告事項 学校週五日制下における児童・生徒、保護者の土曜 日の過ごし方等に関する意識・動向調査について	

## 審議経過

委員長)

第11回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いいたします。

(1) 第45号議案 豊島区教育委員会会議規則の全部改正について(継続)

<教育総務課長 資料説明>

加藤委員長)

改正案第33条について前回議論をしていただきました。改正案は、会議録の署名は委員及び会議で決めた委員1名となっていますが、現行は委員長と会議で決めた委員2名です。まずはこれについて議論をしていきたいと思います。ご意見等がございましたらお願いいたします。

清田委員)

他区の教育委員会の会議録を見ても、全委員が署名をしている区もあります。委員長とそれ以外の委員2名でなくてはいけないというわけではありませんので、議論の中で決まっていけばいいと思います。

加藤委員長)

場合によっては、改正案のとおりでもいいということでしょうか。

清田委員)

委員長とそれ以外の委員1名なので、合計2名です。前回の私の論点からすると、教育長が事務局側にいらっしゃいますので、過半数にはなると思います。

三神委員)

近隣区に合わせる必要はないと思いますし、承認する人数は多い方がいいのではないのでしょうか。従来通りでいいと思います。

三田教育長)

今まで、署名人数が合計3名で支障があったわけではありません。委員会のメンバーが同じ考えとは限りませんが、各委員が高い見識と自覚をもって職責を果たされています。ただ、色々な場合を想定して、複数で発言や審議の経過を承認した方がいいと思います。

加藤委員長)

これに関連して、会議録は事前に委員に目を通すことになりました。ですから、承認する人数が多いから良い、少ないからダメというわけではないと思います。今までやってきて特に支障がないということであれば、私も現行通りでいいと思います。教育長は事務局側に含むとして、署名は4人の教育委員のうち委員長を含めて3人ということでしょうか。

三神委員)

会議で案件が承認され、それから正式なスタートとなります。承認する代わりに署名をしているので、人数は多い方がいいと思います。

加藤委員長)

会議での意見に対して責任をもつという意味で署名をするわけですから、今までの話を総合すると、委員長とそれ以外の委員2名の合計3名の署名でいいのではないかということですが、いかがでしょうか。

清田委員)

前回の議論を受けて、事務局側から会議録案が送付されてきました。自分の発言を振り返ったときに、この発言はよくなかったなど反省するところもあります。その確認ができたうえでさらに署名をするのですから、いままで特に支障もなかったので、現行通りでよいと思います。委員長とそれ以外の委員2名が署名をすれば、議事についての責任がよりはっきりされると思います。

加藤委員長)

今までの皆さんのお話をうかがうと、委員長及び会議で決めた委員2名が署名をするということで問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

(委員全員 異議なし)

加藤委員長)

それでは、改正案第33条では委員長及び会議で決めた委員1名となっていますが、それを2名としたいと思います。

次に、傍聴について審議をしていきたいと思います。教科書採択の臨時会において、会場ではないですが、会場外にて傍聴者から意見を言われ、これは好ましくないのではないかという議論が前回ありました。教育総務課長の説明では、口頭で注意したり、掲示物で周知する提案がありました。会場外のことまで傍聴規則に盛り込むことは難しいと私も思います。このことに関してご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三神委員)

あまり細かく禁止事項を決めていっても想定できないものが次々とあらわれます。そのつど規則において禁止していくと条項が増えるばかりで、あまり意味がないと思います。具体的に対策を練り、当日、口頭で注意をしていただくのがいいと思います。会場の構造が許せば、トイレも傍聴者と別であることが理想的です。ただ、教育センターの会場ではそれが難しいので、対策を練ることが必要だと思います。

三田教育長)

目的は傍聴について規制をすることではありません。審議の内容や進行を左右する言動を浴びせられることは大変遺憾であるということです。傍聴者は傍聴の目的があって来るのであって、目的を達成するためにそういった言動をしたと判断せざるをえないわけです。つまり、自分たちの主張を教科書採択に反映してもらうために、教育委員に働きかけてきたことは事実だと思います。むしろ行為の禁止というよりは、公平・中立な審議の妨げになるようなことに対して、何か考えられないかということで問題提起させていただきました。第6条の禁止行為の中の「(5)その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるよ

うな行為をすること」という規則の主旨を運用して、そういった行為をしないようお願いをしたり、掲示物で注意をしたり、会議途中で口頭で注意を促したりすればいいと思います。

また、傍聴者とは休憩時間も同じですから、トイレや廊下で会ってしまいますので、次回からは出入口を別にして、トイレも別のところを使えるようにするなど、導線を区別するような工夫をしていただきたいと思います。

清田委員)

この傍聴規則は、教科書採択時だけでなく、通常の教育委員会にも適用するのだと思います。ですから、あまり細々と定めてしまうのはよくないと思います。第6条の禁止行為の中に「(5) 其他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること」と定められておりますので、委員長の指示ができると思います。

実際の会議中に、傍聴者から特段気に障るようなことはされていません。ただ、廊下で傍聴者一団となって集会的なことをやっていたことは現実にはありましたので、何か特定の集まりで傍聴されていたのだと思います。そういった行為はマナー違反であると思いますので、教科書採択について会場が例年と同じであれば、導線を別にしていただければと思います。

それから、第4条では傍聴人定員が原則10名となっていますが、これは変わることもあるのでしょうか。

加藤委員長)

まずは、傍聴規則の禁止行為についてまとめてみたいと思います。第6条(5)と第9条の「この規則に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める」を活用すれば、規則に定めていないことも規制できるのではないかと思います。この傍聴規則を傍聴者たちは知っているのでしょうか。これを知らずに理解しないで傍聴をしている人もいます。そういう人たちに対する啓蒙も含めて、傍聴者に傍聴券を渡す時には傍聴規則に従って傍聴するように促し、傍聴に関して会議に支障があった例があるということを口頭で説明をしたり、注意書きを出したりしていく必要があると思います。傍聴者にそういった自覚を促し、審議に対して影響のない参加を求めたいです。そして、必要に応じて導線を変えるなどの方法論も考えていかなければいけないと思います。傍聴規則はすべての教育委員会において適用されるものですが、教科書採択は特別な意味合いをもちますので、注意書きをしたりする必要はあると思います。そういったことは可能でしょうか。

教育総務課長)

第9条の補足で「この規則に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める」となっておりますので、そういったご指示をいただければ、事務局で工夫をしていきたいと考えております。

加藤委員長)

それでは、次回からはそういった工夫をしていただくということをお願いしたいと思  
います。あまり細かく規定するのは好ましくないと思いますので、注意喚起をしていっ  
てほしいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

続いて、傍聴人数についてですが、原則10名、それを超えたときは抽選により決定  
となっています。これはあくまでも原則ですから、人数を変えることも可能だと思  
います。

教育総務課長)

教育委員会室の隣の更衣室が傍聴席になりますが、その広さを勘案いたしまして、傍  
聴者を収容できる人数が10名程度ということで、傍聴者は原則10名と第4条では謳  
っております。これは通常の教育委員会定例・臨時会についてですが、教育センター  
で行う教科書採択の臨時会においては、第9条の規定により、傍聴に必要な事項は  
委員長が定めることができますので、現在のところ傍聴者を30名としています。

加藤委員長)

教科書採択について傍聴者を30名とすることは、きちんと周知をしているのでし  
ょうか。

教育総務課庶務係長)

会場の大きさの関係で、傍聴者は30名とするということは、傍聴受付の際の話  
をしています。30名を超えれば抽選となることも注意書きで示しています。ホーム  
ページにおいても周知をしています。

加藤委員長)

ホームページにおいて周知をしているのであればいいと思います。実際に来てから  
初めて知るといふのはまずいと思いますが、事前に周知をしているのであれば、傍  
聴者も納得されると思います。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

清田委員)

会議規則の文言についてですが、例えば、改正案第2条に「会議に付議すべき事  
件」という記載があります。「事件」という用語を例えば、「案件」といった文言  
に変えることはできないのでしょうか。

また、第4章に会議の時間や公開について規定はありますが、場所については規定  
がありません。場所について規定をしなくても規則としては成り立つのでしょうか。

教育総務課長)

この会議規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて規定  
されています。委員がおっしゃる部分については、「事件」と謳われておりますので、  
それに倣っております。記憶の範囲ですが、予算事務規則などでも、「案件」や「事  
案」の方が望ましいと思いますが、「事件」と謳っている例がございます。分かりや  
すい表現ということであれば、この場で協議していただき、「案件」と変えること  
も可能であるかと思えます。

清田委員)

改正案第13条の「ただし、」からの一文はそのまま「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文です。そうすると、「事件」という言葉が使われているので、法律に基づかなければいけないのか、それとも、議論をして言葉を変えることができるのか、どちらが優先されるのでしょうか。

教育総務課長)

上位法は下位法に優先するという大原則がございます。おおもとになる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に抵触しなければ、それは問題ないと考えております。

加藤委員長)

上位法が優先するということは、皆さんご存じだと思います。この会議規則の中の言葉が変えられるかどうかという議論になってくると思います。

三田教育長)

「事件」、「事案」、「案件」という言葉は、どれが上位概念なのかを調べていただければ、解決すると思います。一般的には「事案」と言いますが、「案」であるので提案や審議する原案があるということです。「案件」は概念が細かくなると思います。「事件」は多重語彙なので、問題な事件が起きるという意味の事件もありますが、事柄に関する件という意味で言えば上位概念であるので、上位法が扱っているということもあります。概念として「事件」という言葉は違和感を感じないわけではありませんが、法的にはやむを得ないという気がします。この辺りを調べていただいて、妥当性があれば言葉を変えられると思います。

加藤委員長)

「事件」、「案件」、「事案」は微妙に言葉の意味が違ってくると思います。「事案」は少し違う気もしますが、「事件」を「案件」という言葉に変えられるかということに関しては、教育総務課の方で審議を願います。

教育総務課長)

次回までにきちんと調べ、提案させていただきたいと思います。

加藤委員長)

それではよろしく願いいたします。もう1点は会場に関するのですが、場所についても規則に規定をするのでしょうか。

教育総務課長)

提案は近隣区の規則に倣って規定したものでございます。場所について規定をするのであれば、教育委員会室を原則とするといったような表示をしたいと思います。

加藤委員長)

「原則として」という言葉をつければ、教育委員会室を教育委員会の開催場所とすることは可能ということだと思います。

三神委員)

開催時間は、区民に対して、関与できる常識的な時間として規定されているのだと思います。傍聴に来られないとんでもない時間には開催をしないということだと思います。会場はそのつどなので、規定をしていないのではないのでしょうか。

加藤委員長)

時間については、それぞれの各区市町村の教育委員会によって違うと思います。夜や土日開催をしているところもあります。それは豊島区教育委員会で定めればいいことであって、場所についても、今までの例で言えば原則は教育委員会室ですから、原則を定めておけば、原則外もあるということがわかります。傍聴人数の件と同じように、原則外があれば周知をすることができます。改正案第8条にも、「議事日程には、会議場所、日時及び会議に付議すべき事件等を記載しなければならない」と規定していますので、会場についての一文を入れた方がいいと思います。いかがでしょうか。

三田教育長)

区議会の日時の公布については、規則等でうたわれているのでしょうか。

教育総務課長)

現時点では把握をしておりませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

三田教育長)

教育委員会のみが細かく規定していて、区議会がそこまで規定しないのであれば、整合性はきちんと図った方がよいと思います。よろしく願いいたします。

三神委員)

議会は議会の部屋があります。教育委員会室は昔からあったわけではないと思います。いつも教育委員会室で教育委員会は開催されるので、規定はないと思っていました。

加藤委員長)

議会の方は規定はないと思いますが、整合性はあった方がいいと思います。次回までに調べていただきたいと思います。

三神委員)

先ほどの傍聴規則の禁止行為についてですが、これは傍聴席にいるときの規定なのでしょうか。先ほど話題にあったように、廊下や建物内すべてを含む規定なのでしょうか。

加藤委員長)

第6条には、「傍聴席にあるときは」と規定されていますので、席を離れたらこの規定は適用されないと思います。席にいる間はこの規定に縛られることだと思います。

三神委員)

問題は席にいないときだと思います。傍聴者以外が廊下にいることも考えられます。

加藤委員長)

色々なことが想定されると思います。

三神委員)

傍聴席だけでなく、建物内での規定にできるといいと思います。

清田委員)

傍聴席にいるときはこの規則がありますが、それ以外の所での規制となると難しい部分もあると思います。結論としては、うまく動線を分けていただき、傍聴者と接触できないようにすることが一番良いと思います。

加藤委員長)

傍聴と言えば、裁判所を思い出します。裁判所はどういった規定になっているのでしょうか。また、建物は広いですから、すべてを規制することはできないと思います。

三田教育長)

国会などは警備がいますし、国会に入ること自体が色々な規定に縛られているので、細かい規定になっていると思います。教育委員会の傍聴は、開かれた教育委員会を行うという趣旨だと思いますので、禁止事項は少ない方がいいと思います。ただ、他区の教育委員会を傍聴して、廊下で集会を開いたり、圧力をかけたり、混乱させるといったような行為は、できるだけ規定で規制した方がよいと思いますが、限界があると思います。我々だけで対処できない場合は庁内の危機管理担当課等の関係者に相談して、対処して欲しいと思います。

三神委員)

昨年の教科書採択の臨時会については、教員研修と同じ日に開催されていました。これはできれば避けていただきたいと思います。今度からは動線を考えるので大丈夫だと思いますが、トイレや廊下が非常に混みます。

教育指導課長)

実は、今年も同じ日に教員研修が開催されていました。日程については、なるべく考慮をしていきたいと思います。

加藤委員長)

開かれた会議にするためにも、しかるべき方法で対処をしていくべきだと思います。次回は、「事件」、「案件」、「事案」の意味について再度確認し、区議会の規定について報告をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第45号議案次回へ継続)

(2) 第46号議案 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第46号議案了承)

(3) 第47号議案 非常勤職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第47号議案了承)

(4) 第48号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第48号議案了承)

(5) 報告事項第1号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第2号 平成22年度豊島区教育委員会後援名義使用の承認状況(第2四半期)

<教育総務課長 資料説明>

加藤委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

清田委員)

心のふるさと棚田・里山展には私も行ってきました。丁寧な説明をしてくださり、良い展示だと思いました。また、企画展「江戸時代に生まれた庶民信仰の空間 - 音羽・雑司ヶ谷 - 」にも足を運びました。音羽や護国寺と雑司ヶ谷で内容は2つですが、どちらかという雑司ヶ谷の方が資料展示は多かった気がします。平日に行きましたが、ご覧になっている方は結構多かったと思います。後援してよかった事業だと思います。

三田教育長)

新規の「サバイバル・クッキング」と防災体験に私も行ってまいりました。このメンバーの中心になっているのは、高松小学校の元PTA会長や町会長であり、育成団体に係わっている方、総勢40人くらいです。学校やPTAができない活動をしたり、学校やPTAの活動を支えていくということが、団体名の名前の由来になったそうです。今回は防災という企画で、ライフラインがストップしたときに、食用油でどうやってご飯を炊いたり、明かりをつけるかといった親子の体験活動を40人くらいで家庭科室にて行いました。区

の防災課の職員もボランティアとして協力してくれ、大変良い活動でした。こうした活動は社会貢献になりますので、積極的に人材育成をしていくことが、区全体としての大きな課題であると感じました。これからも色々な後援名義使用の申請があると思いますが、地域団体を育てていく観点から、教育委員会としても十分に配慮していくべきだと思います。(加藤委員長)

企画展「江戸時代に生まれた庶民信仰の空間 - 音羽・雑司ヶ谷 - 」は、来場者はどれくらいだったのでしょうか。

(教育総務課長)

まだ報告書があがってきておりませんので、実数は分かりかねます。

(加藤委員長)

申請を受けた段階で、企画書等に希望数や想定数は書いていなかったのでしょうか。

(教育総務課長)

隣接区の文京区民と豊島区民を対象としており、具体的な人数については明記されておられません。

(加藤委員長)

会場の大きさにもよるとは思いますが、どれくらいの規模で行っているものなのかということが見えてきません。事業内容及び参加予定者などが明記されているといいと思います。(教育総務課長)

後援名義使用承認事務取扱要綱について今年の4月に改正を行い、整備いたしました。ご意見を踏まえ、対象人数など具体的な数字を記入してもらえよう、検討させていただきたいと思います。

(三神委員)

豊島区教育委員会が後援名義使用を承認をした場合、どのように宣伝をしているのでしょうか。

(教育総務課長)

共催ですと広報としまに掲載しますが、後援名義ですと希望や記事に余裕があれば広報としまに掲載することもあります。

(三神委員)

企画展「江戸時代に生まれた庶民信仰の空間 - 音羽・雑司ヶ谷 - 」は、文京区が主体になっていたと思います。豊島区教育委員会の後援名義を使用していますが、宣伝はあまりなかったと思います。行きたいと思っていた区民の方もいたと思いますので、宣伝方法について気になりました。

(教育総務課長)

この事業については、文京区と日本女子大学の共催事業であります。予算は文京区で200万円負担しています。来場者が比較的多かったという話を清田委員からもいただきましたので、区民に対する周知についてはもう少し範囲を広げて行うべきであったと思って

おります。

三神委員)

この後援名義使用承認一覧が挙がってくるときは、すでに過去の事業で終わっているものが多く、報告が遅い気がします。時期的にもう少し早い報告はいただけないでしょうか。教育総務課長)

平成13、14年度頃には、そのつど提案をさせていただき承認を得ていました。今回のような形になったのはいつからなのか把握しておりませんが、きちんと審議にかけるべきであるという意見があれば、検討させていただく余地はあると思います。

加藤委員長)

終わったものについて報告を受けているだけです。知っていれば参加したい事業もあります。

三田教育長)

確かに昔は1つ1つ審議がなされていましたが、案件が非常に多く、処務規定を変えて、教育長の権限になったので、現在のよう形になったと思います。ただ、事後報告ではまずいと思います。開催日が先のものについて、ある時点で教育委員会に報告し、すでに終わってしまったものについては、今回のように事後報告をするといった形にすればいいと思います。改善できるのであれば、検討をしていただきたいと思います。

それから、よく誤解をされているのですが、承認すると挨拶をしてほしい、参加をお願いしたいなどの依頼があり、1つ1つの事業の要望に応えきれないのが現状です。利益誘導や応援をしてほしい、人手を補ってほしいなどの要望は当然かもしれませんが、基本的には後援名義使用申請者が独自に宣伝をし、挨拶の依頼などがあればそれは別に申請すべきであると考えています。こういった区分けをきちんとして、広く紹介をしていき、良い事業と後援名義のみが必要な独自性の高い事業の整理をして、次回の教育委員会などで検討の材料としてほしいと思います。

教育総務課長)

後援名義は年4回に分けて報告しているのが現状でございます。それを今後どのような形で提案させていただくかは検討の余地があると思います。全てを1つ1つ提案するのか、ジャンルを絞らせていただき提案するかのどちらかだと考えております。

三神委員)

申請者によって申し込んでくる時期が違うのでやりにくいとは思いますが、どうにか早く申請書が挙がってくる手立てはないのでしょうか。企画展「江戸時代に生まれた庶民信仰の空間 - 音羽・雑司ヶ谷 - 」は図録をいただいたときに、裏に後援が豊島区教育委員会と書いてありました。文京区の学芸員の方が頑張っていたようですが、鬼子母神は豊島区にありますので、文京区が共催でなくてもいいと思いました。

教育総務課長)

詳細を把握できない部分もございますので、社会教育主事が説明するなどにより対応で

きるかと思えます。こういったことも含めて検討させていただきたいと思えます。

加藤委員長)

それではそういった方向で検討をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第4号 学校週五日制下における児童・生徒、保護者の土曜日の過ごし方等に関する意識・動向調査について

<教育指導課長 資料説明>

加藤委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

清田委員)

土曜公開授業を進めていく上で、学校週五日制になったときに、文部科学省のホームページ等を見ましたが、目指すものがあつたと思えます。その中に、豊かな社会体験や自然体験などさまざまな活動をするという文言が出てきますが、これは地域性もありますし、都心に住んでいる子どもは自然体験がなかなかできませんので、コストのかかることだと思えます。当初目指したものがあつたけれども、なかなか思うように達成できず、現実に行き届いていない部分があります。そういった認識をもってこのアンケートも考えていかないといけないと思えます。土曜授業をやつたので100%というわけではありませんし、できることとできないことがあると思えますので、よく確かめた上で、土曜日を活用していった方がいいと思えます。

教育指導課長)

このアンケートのねらいは、子どもたちの現状を浮かび上がらせて、そこで土曜公開授業の必要性を保護者、学校、事務局が確認し、共有する資料とするものです。準備を進めていく中で、単に授業時数を増やすだけでなく、週五日制の意義を否定せず、積極的に充実させていく必要があると思えます。来年度から小学校は新学習指導要領の完全実施となりますので、授業時数がますます増え、週時程が過密になることは予測できることです。それに対しての現実的な対応と、週五日制導入の際の意義が十分に行われていないということも含めて、豊島区においては、単に土曜授業ではなく、公開授業と位置付けて、新たな家庭・地域との連携を踏まえて実施していきたいと考えております。

清田委員)

学校週五日制になったということで、3人に1人が休日にすることがなくてつまらない、2人に1人が学校や家で体験できないことをやってみたいというデータが文部科学省のホームページにも記載があります。土曜・日曜日を家庭や地域がうまく活用できたわけではないので、土曜公開授業でそれを補えるのではないかと思います。

三神委員)

保護者対象調査についてですが、としま土曜公開授業の賛否や子どもに学校でどのように過ごさせたいかといったことについて、なぜこのようなことを保護者に尋ねるのでしょうか。これで否定的な答えが返ってきたらどうするのでしょうか。保護者と教育委員会との共通理解を図るということについては安心ですが、教育はサービス業ではありません。お客様のニーズに応えることが教育ではありませんから、そこをもう少し押し出してもいいと思います。豊島区教育委員会では、子どもの将来を考えてこのようにしますと具体的に打ち出せばいいと思います。なぜとのような内容を尋ねるのでしょうか。私立の学校であれば、このようなことを尋ねることはないと思います。公立であってもこのようなことを尋ねる必要はないし、教育は責任が大きいですから、もっと信念をもってやるべきだと思います。

教育指導課長)

調査項目の設計につきましては、慎重に進めていくつもりです。学校週五日制が導入された当初に、あちこちで全国規模や全都的な調査など、色々な調査が行われました。それを下敷きにするなかで、場合によっては当時の認識と比較・検討ができるということで、参考にさせていただいた部分がございます。保護者のニーズがあるからということではなく、現状がどうなっているかを問うてみたいということもあります。これを打ち出す時には、豊島区教育委員会がこのようにやっていきますということで、さまざまな機会を使って、土曜公開授業については押し進めていきます。保護者が感じている現状がどのようなものであるかという調査があまりないものですから、今回これを機に、児童・生徒だけではなく、それを保護者がどのように見ているのかということを含めて資料としていきたいと思います。すでにPTA関係者からも色々な所で意見が挙がっているのですが、是非やっていただきたいという声を多く聞きます。保護者の多くの方がこのように考えているだろうという調査の仮説もありますが、実際に保護者に問うてみたいと思います。

加藤委員長)

アンケートはその取り方によって、数値が変わると思います。三神委員が言われたように、土曜公開授業の賛否の否の方が多かったらどうするのでしょうか。果たしてアンケート項目として必要なのか、回数にしても保護者が希望している回数ではなく、豊島区教育委員会として必要だと思われる回数をきちんと打ち出し、方向性をはっきりした方がいいと思います。それと同時に、土曜日の過ごし方や月4回の土曜日のうち、以下の過ごし方をする回数といった調査項目について、小学校2年生の子どもたちが答えられる内容なのではないでしょうか。この2つは内容的に重なってくると思います。煩雑であり、ここから何

を読みとろうとしているのか、それをどう生かしたいのかというところから、もう一度整理をした方がいいと思います。また、 としま土曜公開授業への期待等の中の、「 としま土曜公開授業日の実施をどう思うか。また、その理由は何か。」という質問項目は、文書回答なのでしょうか。文書回答だと理由も問われているので、さまざまな意見が出てくると思います。それならば、選択肢があった方が選びやすいのではないのでしょうか。すでに、アンケートの取り方については、決まっているのでしょうか。

教育指導課長)

この調査にあたっては、専門の調査会社と契約して実施をいたします。今日は概要を示させていただきましたが、1つ1つの項目に選択肢が設けられる予定です。記述式にするとプレも生じ、集約に時間がかかりますので、できるだけそうならないよう、調査の設計をしていく予定です。本日いただいた意見を踏まえながら、できるだけ精度の高い、役に立つアンケート結果となるよう、何度か調査会社とやりとりをしながら精密に行っていきたいと思います。

加藤委員長)

業者に委託するという事は、予算もかかるとは思いますが、どれくらいなのでしょう。

教育指導課長)

何とか工面をいたしまして、150万円ほどになります。

加藤委員長)

貴重な予算ですので、有効に使っていただきたいと思います。

三田教育長)

事務局として推進していく上で、項立、質問の内容については、原文を用いて、現場を預かる校長の意向も反映しながら作っていくべきだと思います。アンケートそのものの方向性が違ってしまうと、事務局と保護者と学校の三者が共通理解に立つというスタンスを失ってしまいます。教育ビジョンでも子どもたちの学びの危機についてうたわれています。学ぶ条件や環境は昔に比べて飛躍的に良くなっているはずなのに、学ぶ意欲や関心がない、学ぶ媒体は多様にあるにも係わらず、自ら勉強しようとする時間をとらないあるいはとっていないという生活ぶり、ゲームやインターネットや携帯電話など情報化社会に巻き込まれて目的性を失って生きているという現状に対する警鐘を、学校・保護者・地域も考えていかなければいけません。週五日制のビジョンや期待はあったけれども、プラスだけではなくマイナスな面もあり、学びの危機ということで授業の時間数が増えたり、内容が改善されました。ただ、その裏付けがないまま週五日制は続行し、このまま授業時数を確保すると、小学校1・2年生から1日6時間や7時間授業をしなければいけません。豊島区は小学校1年生から英語活動を行いますので、今のままでは収まりきらないです。そのことを率直に分かっていただかなければいけないと思います。そして、子どもの実態についても把握し、子どもと向き合うための時間を作ることについて教育委員会としてリーダーシップを発揮していきたいと思っています。豊島区教育委員会は校長ととことん話し合い

をし、また、事務局においても係長レベルで話し合いをしましたが、調整項目はすでに20項目くらいあります。これをどのようなシステムにしていくかを考えながら、その一環としてアンケートをしていきます。我々の趣旨として子どもの生活や学習を立て直し、現在では経済状況の悪化などから2割から5割くらい公立を希望する保護者が増えていますので、豊島区としては保護者・子どもの願いに応えていかなければいけないと思います。教育委員会としての支点をしっかり立てていかなければいけないと思っておりますので、皆様のご意見を伺いながら集大成していきたいと思っております。

加藤委員長)

良い基礎資料となるよう、アンケート項目の精査をお願いいたします。それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

#### (9) その他

決算特別委員会質疑概要

(午後4時20分 閉会)